

国家知的財産権戦略の実施強化に関する行動計画（2014～2020年）

アジア調査部中国室研究員
劉家敏
03-3591-1384
jiamin.liu@mizuho-ri.co.jp

【要点】

- 2015年1月4日に「国家知的財産権戦略の実施強化に関する行動計画（2014～2020年）」（中国語名「深入实施国家知识产权战略行动计划（2014-2020年）」、以下「行動計画」）が公表された。
- 中国では、2008年施行の「国家知的財産権戦略綱要」の下、国内特許出願件数は、2008年の19.5万件から2014年には92.8万件へ、「特許協力条約」に基づく国際特許出願件数は、約6,000件から2.2万件へと増加した。しかし、中国経済における知的財産権集約型産業のプレゼンスは、欧米より低いと言われている。また、「出願件数は多いが、質の面で見劣りする」、「知的財産権に対する保護が不十分」、「侵害行為に対する法執行力がまだ弱い」等の問題もある。知的財産権を、企業の競争力向上に欠かせない「戦略的な資源」と位置づけ、その強化を図る目的で中国政府が打ち出したのが、この「行動計画」だ。
- 「行動計画」では、2020年までの諸目標（次頁「1」）を達成するための4つの「主要行動」が明示された。それは、①知的財産権の創出・運用の促進を通じた産業構造の転換支援（知的財産権集約型産業の発展促進、現代的な農業・サービス業の発展に資する知的財産権の創出・運用の促進等）、②知的財産権に対する保護の強化と良好な市場環境の形成（行政部門による関連法の執行状況の透明化、法執行・司法による保護強化等）、③知的財産権管理の強化・効率化（技術革新に係る知的財産権の管理強化、知的財産権に対する審査制度の健全化、重大な経済活動に係る知的財産権評議会の設置、企業の知的財産権管理能力の向上等）、④知的財産権の面での国際協力の拡大（知的財産権に係る海外業務の強化、貿易に係る知的財産権規則の整備促進、海外進出企業への知的財産権関連支援の強化等）、である。
- また、「行動計画」は、国家知的財産権戦略の基礎的な分野として、「情報サービス」、「調査・統計」、「人材育成」を挙げており、目標達成のために、「組織力の向上」、「監督・検査の厳格化」、「財政支援の強化」、「法律・法規の整備」を中心とした体制の整備が行われる予定である。

【構成(概要)】

「国家知的財産権戦略の実施強化に関する行動計画（2014～2020年）」

（国弁発[2014]64号）

成立日：2014年12月10日、発表日：2015年1月4日

1. 指導思想・主要目標

知的財産権の面で強い国を目指すことを指導思想とし、2020年までに人口1万人当たりの平均特許保有件数を14件に、「特許協力条約」に基づく国際特許出願件数を7.5万件に、国内特許権平均維持期間を9年に、知的財産権担保融資を年間1,800億元に引き上げる等の目標を達成。

2. 主要行動

- (1) 知的財産権の創出・運用の促進を通じた産業構造の転換支援：知的財産権集約型産業の発展、現代的な農業・サービス業の発展に資する知的財産権の創出・運用の促進等。
- (2) 知的財産権に対する保護の強化と良好な市場環境の形成：行政部門による関連法の執行状況の透明化、正規版ソフトウェアの利用促進、法執行・司法による保護の強化等。
- (3) 知的財産権管理の強化・効率化：技術革新に係る知的財産権の管理強化、審査制度の健全化、重大な経済活動に係る知的財産権評議会の設置、企業の知的財産権管理能力の向上等。
- (4) 知的財産権の面での国際協力の拡大：知的財産権に係る海外業務の強化、貿易に係る知的財産権規則の整備促進、海外進出企業への知的財産権関連支援の強化等。

3. 基礎的な分野

- (1) 情報サービス：特許・商標・著作権等を対象とした情報システムの整備と情報開示の促進等。
- (2) 調査・統計：知的財産権関連産業を対象とした統計制度の整備、知的財産権を取り入れた国民経済計算体系（「2008SNA」）への移行加速等。
- (3) 人材育成：公務員、企業の役員・技術者等を対象とした研修の実施、高度な人材の育成等。

4. 保障措置

- (1) 組織力の向上：関係官庁による共同会議の開催と責任の明確化、問責制度の導入等。
- (2) 監督・検査の厳格化：知的財産権戦略の進捗状況に対する評価・監督・検査・指導の強化等。
- (3) 財政支援の強化：財源の確保、中小・零細企業の特許申請に対する優遇措置の実施等。
- (4) 法律・法規の整備：特許法・著作権法等の法律・法規の改正、違法行為に対する処罰強化等。

＊ 中国語全文は、http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-01/04/content_9375.htmから入手可能（2015年3月16日アクセス）

以 上

●当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。